$O_{令3}$＝0.04259	$O_{令3}$＝0.00175
$O_{令4}$＝0.00350	$O_{令4}$＝0.00350
$O_{令5}$＝0.00450	$O_{令5}$＝0.00450
$O_{令6}$＝0.00750	
P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 22 年度から令和６年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和６年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 22 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和６年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）	P_n　n 年度において発行について同意又は許可を得た都道府県営土地改良事業（農地等保全管理事業及び農業施設災害関連事業に限る。）における市町村の負担金に係る地方債（災害復旧事業債、公害防止事業債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において地方税の減収に伴い発行について同意又は許可を得た地方債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た補正予算債、地域財政特例対策債、臨時財政特例債、公共事業等臨時特例債、平成 21 年度から令和５年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行について同意又は許可を得た地方債及び地方債計画に計上されない地方債を除く。）（ダムに係るもので平成 22 年度から令和５年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成 21 年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に係る地方債に限る。）の同意等額に相当する額（平成 21 年度から令和 2 年度までの各年度にあつてはダムに係るものとして総務大臣が通知した額とし、令和３年度から令和５年度までの各年度にあつてはダムに係るもの又は防災重点農業用ため池緊急整備事業に係るものとして総務大臣が通知した額とする。）
	Q_{21}＝0.045
Q_{22}＝0.045	Q_{22}＝0.045
Q_{23}＝0.027	Q_{23}＝0.027
Q_{24}＝0.026	Q_{24}＝0.026
Q_{25}＝0.026	Q_{25}＝0.026
Q_{26}＝0.025	Q_{26}＝0.025
Q_{27}＝0.024	Q_{27}＝0.024
Q_{28}＝0.0241	Q_{28}＝0.0241
Q_{29}＝0.0241	Q_{29}＝0.0241
Q_{30}＝0.02364	Q_{30}＝0.02364
$Q_{令元}$＝0.02337	$Q_{令元}$＝0.02337
$Q_{令2}$＝0.02377	$Q_{令2}$＝0.02377